

預かり保育について

1. 保育料の無償化

預かり保育事業を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには手続きが必要です。

無償化の対象となるためには、教育・保育給付認定1号認定の他に、「子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号)」を受けるための申請が必要です。

(例) 〈教育・保育給付認定1号＋施設等利用給付認定2号または3号〉

↳無償化にかかる認定(事前申込が必要)

2. 施設等利用給付認定の対象者

次の(1)～(4)全てに該当していること。

- (1) 預かり保育を利用(予定)するもの
- (2) 糸満市に住民登録があり、かつ居住しているもの
- (3) 教育・保育給付認定2号または3号※の支給認定を受けていないもの
(※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号)
- (4) 次の表に該当するもの

認定区分	保育を必要とする事由	対象年齢	預かり保育料 無償化対象限度額	申請書類
新2号認定	あり	3歳児以上	月額上限額 11,300円 (日額上限450円×利用日数)	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届(様式第2号)
新3号認定		満3歳児 ※3歳の誕生日を迎えた子ども	月額上限額 16,300円 ※市町村民税非課税世帯のみ (日額上限450円×利用日数)	

3. 施設等利用費の給付方法について

施設等利用給付費の給付方法については、施設によって償還払い又は現物給付(法定代理受領)及びその両方の方法により給付します。

- 償還払い・・・いったん保護者が費用を支払い、必要書類提出後、市から払い戻しを受ける
- 現物給付(法定代理受領)・・・市が保護者に代わって施設に費用を支払う

※給付方法については、施設にご確認下さい。